

# 災害緊急資金貸付実施要項

## 1 目的

この要項は、一般財団法人石川県教職員互助会貸付規程第2条第2項の規定に基づき、令和6年能登半島地震で被災した会員に対して行う災害緊急資金貸付に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 貸付要件

令和6年能登半島地震で被災した会員が、会員居住の住居（職員宿舎、借家、間借等除く）の修理や転居費用、廃棄した耐久消費財の新規購入など、生活のための資金を必要とする場合

## 3 貸付金額

50万円を限度に10万円単位の額

## 4 貸付利息

無利子

## 5 償還

- (1) 償還回数は、50回以内とする。ただし、1回の償還額が1万円以上で1万円単位の額とする。
- (2) 償還方法は、北國銀行の預金口座振替により毎月償還するものとする。
- (3) 預金口座振替日は、貸付けた月の翌月から毎月22日とする。（振替日が金融機関休業日にあたる場合はその前日とする。）
- (4) 口座振替ができなかった場合は、互助会が指定する北國銀行預金口座へ振込により償還するものとし、振込手数料は借受人が負担するものとする。

## 6 申込手続き等

- (1) 貸付日は、貸付申込書の提出があった月の翌月25日とする。（貸付日が土日祝日にあたる場合はその前日とする。）
- (2) 貸付けを受けようとする者（以下、「申込人」という。）は、別紙様式第1号により、所属所長を経て理事長に申し込むものとする。
- (3) 別紙様式第1号の添付書類として、市町が発行する「罹災証明書」を提出するものとする。
- (4) 理事長は、貸付けの申込みを受けたときは、これを審査し適当と認めるときはこれを決定し、申込人名義の預金口座に振込むものとする。
- (5) 申込人が、貸付決定の通知を受けたときは、速やかに別紙様式第2号の借用証書を理事長に提出しなければならない。
- (6) 申込人が、貸付決定の通知を受けたときは、貸付日までに北國銀行指定の「預金口座振替依頼書」を理事長に提出しなければならない。  
なお、「預金口座振替依頼書」については事前に北國銀行窓口において、申込人の預金口座並びに印鑑照合等の確認受付がなされたものを提出するものとする。
- (7) この災害緊急資金貸付の申込み期限は、令和8年2月末日までとする。

この要項は、令和6年4月1日より施行する。